

～ 廃棄物処理法改正（平成 29 年 10 月 1 日施行）～

## 水銀廃棄物の適正処理について、新たな対応が必要になります。

・・・新たに、次の産業廃棄物の種類が区分されます。・・・

### ○ 水銀使用製品産業廃棄物（産業廃棄物）

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの。

（例）一部の電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀式血圧計、電気制御用のスイッチ・リレー等

※ 対象となる水銀使用製品は、環境省作成の「水銀廃棄物ガイドライン」をご確認ください。

### ○ 水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）

水銀又はその化合物に汚染された廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物に該当せず、次の条件に該当するもの。

廃棄物の種類	「水銀含有ばいじん等」の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀※を 15mg/kg を超えて含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀※を 15mg/L を超えて含有するもの

※ 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

・・・次の産業廃棄物は、引き続き「特別管理産業廃棄物」に該当します。・・・

### ○ 水銀を含む特別管理産業廃棄物

廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の対象
鉱さい、ばいじん、汚泥	特定の施設から排出されるもので、水銀の溶出量が 0.005mg/L を超えるもの
廃酸、廃アルカリ	特定の施設から排出されるもので、水銀の含有量が 0.05mg/L を超えるもの

### ○ 廃水銀等

- ・ 特定の施設において生じた廃水銀等
- ・ 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
- ・ 廃水銀を処分するために処理したもの

**水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等**に該当する産業廃棄物を処理する場合は、平成 29 年 10 月 1 日から、これまでの基準に加え、**次の新たな措置が必要になります。**

項目	措置内容
業の許可証	産業廃棄物の種類に <b>水銀使用製品産業廃棄物</b> 又は <b>水銀含有ばいじん等</b> が含まれること。 〔 H29.10.1 時点でこれらの廃棄物を取り扱っている場合は、変更許可は不要となっています。 〕 〔 許可証の記載方法の取り扱いは、許可を受けた自治体にお問い合わせください。 〕
処理の委託	<b>水銀使用製品産業廃棄物</b> 又は <b>水銀含有ばいじん等</b> の「収集運搬」又は「処分」の許可を受けた処理業者に委託すること。 水銀回収が義務付けられている対象物の処理は、水銀回収が可能な処理業者に委託すること。 （対象物：水銀体温計など。詳しくは、「水銀廃棄物ガイドライン」をご確認ください。）
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置を講じること。
収集・運搬	破碎しないよう、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。
処分・再生	水銀又はその化合物が大気中に飛散しないよう必要な措置を講じること。 安定型処分場への埋立を行わないこと。 水銀回収が義務付けられている対象物は、基準に適合する方法により水銀を回収すること。
その他	委託契約書、マニフェスト、保管場所の掲示板、帳簿においても、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」に関して、明記が必要。

○ 「水銀を含む特別管理産業廃棄物」、「廃水銀等」についても、処分等に係る基準が追加されます。

○ 詳しくは、環境省作成「水銀廃棄物ガイドライン」をご確認ください。

（環境省HPアドレス <http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>）

**お問い合わせ** 広島県環境県民局産業廃棄物対策課 適正処理グループ 電話 082-513-2963